

[契約の保証に関する特則]

第1条 請負者（以下「乙」という。）は、宮古市営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第4条の規定にかかわらず、この契約締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、別記第50条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者（以下「甲」という。）は、保証金額の増額を請求することができ、乙は、保証金額の減額を請求することができる。

第2条 前条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が別記第43条各号、第44条各号又は第44条の2各号のいずれかに該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定により保証人が選定し甲が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から甲に対して、この契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務（乙が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（別記第28条の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 甲は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による甲の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

債務負担行為に係る契約の特則

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者（以下「甲」という。）は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第2条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、宮古市営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第34条及び第34条の2中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、別記第34条、第34条の2及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における別記第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、請負者（以下「乙」という。）は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。なお、読替後の別記第34条の2の規定により中間前払金の支払を受けている会計年度以降においては、別記第37条の規定による部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）を請求することができない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替後の別記第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替後の別記第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替後の別記第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、別記第35条第3項の規定を準用する。

第3条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、本項の規定により出来高超過額について部分払の支払を受けている会計年度以降においては、読替後の別記第34条の2の規定による中間前払金の支払を請求することができない。また、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、読替後の別記第34条第1項及び第2項の規定により前払金の支払を受けている会計年度又は読替後の別記第34条第1項、第2項（第34条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第34条の2第1項の規定により前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、別記第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる式により算出する。

(1) 読替後の別記第34条第1項及び第2項の規定により前払金の支払を受けている会計年度

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$$

$$- (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額})$$

$$- \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \}$$

$$\times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

(2) 読替後の別記第34条第1項、第2項（第34条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第34条の2第1項の規定により前払金及び中間前払金の支払を受けている会計年度

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$$

$$- \text{前会計年度までの支払金額}$$

$$- (\text{請負代金相当額} - \text{前年度までの出来高予定額})$$

$$\times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

3 各会計年度において部分払を請求できる回数は、別記第37条第6項中「部分払を請求できる回数」とあるのは「各会計年度において部分払を請求できる回数」と、「請負代金額」とあるのは「各会計年度の支払限度額」と読み替えて、同項の規定を準用する。ただし、各会計年度末における部分払は読替後の別記第37条第6項の回数に含まないものとする。

4 前項の場合において、契約会計年度について部分払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替後の別記第37条第6項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について部分払金の支払を請求することはできない。この場合において、乙は、契約会計年度の翌会計年度の当初に契約会計年度の請負代金相当額について部分払金の支払を請求することができる。